

事件番号：JP2012-0008

裁 定

申立人：

(名称) アメリカン イーグル アウトフィッターズ インコーポレイテッド

(住所) アメリカ合衆国 15203 ペンシルバニア州 ピッツバーグ
ホット・メタル・ストリート 77

代理人：弁理士 久保 怜子
同 鈴木 博久
同 高柴 忠夫

登録者：

(氏名) 水島 宏

(住所) 栃木県宇都宮市二荒町8番13号2階

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネルは、JP ドメイン名紛争処理方針、JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則及び日本知的財産仲裁センター JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則並びに条理に則り、申立書・答弁書・提出された証拠に基づいて審理を遂げた結果、以下のとおり裁定する。

1 裁定主文

ドメイン名「アメリカンイーグル.jp」の登録を申立人に移転せよ。

2 ドメイン名

紛争に係るドメイン名は「アメリカンイーグル.jp」である。

3 手続の経緯

別記のとおりである。

4 当事者の主張

a 申立人

申立人は世界中で「AMERICAN EAGLE」について商標権を所有しており、日本においては以下にあげる登録商標を有している。

i) 商標「AMERICAN EAGLE」

第25類 登録第2489282号(第1号証)

第18類、第25類 登録第2507697号(第2号証)

第18類、第21類 登録第4835448号(第3号証)

第3類、第14類 登録第5036292号(第4号証)

第35類 登録第5259238号(第5号証)

第35類 登録第5265265号(第6号証)

第 35 類 登録第 5265266 号 (第 7 号証)

ii) 商標「AMERICAN EAGLE OUTFITTERS」

第 25 類 登録第 3294569 号 (第 8 号証)

第 3 類 登録第 5009372 号 (第 9 号証)

第 3 類、第 18 類、第 25 類、第 35 類 登録第 5013286 号 (第 10 号証)

第 3 類、第 18 類、第 25 類、第 35 類 登録第 5013287 号 (第 11 号証)

第 35 類 登録第 5259237 号 (第 12 号証)

第 35 類 登録第 5265263 号 (第 13 号証)

第 35 類 登録第 5265264 号 (第 14 号証)

第 18 類 登録第 5397958 号 (第 15 号証)

iii) 商標「AERIE BY AMERICAN EAGLE」

第 25 類 登録第 5290777 号 (第 16 号証)

iv) 商標「little 77 by american eagle」

第 3 類 登録第 5426554 号 (第 17 号証)

上記登録商標の商標権者はリテイル ロイヤルティールカンパニーであるが、同社は申立人の子会社である (第 18 号証)。

申立人のブランド「アメリカン・イーグル・アウトフィッターズ」は、米国発のアパレルブランドであり、若者を中心に絶大な人気を誇っている (第 19 号証)。同社は、1977 年に米国で第 1 号店をオープンして以来、現在は北米のみならずアジアや中東等 12 ヶ国にも店舗を展開しており、店舗総数は 1100 店を超え、2010 年度の売上高は 950 億円を超えている (第 19 号証、第 20 号証)。

「アメリカン・イーグル・アウトフィッターズ」は、2012 年 4 月 18 日に日本 1 号店を、翌 19 日に 2 号店を開店し、各店舗は連日の大盛況が続いている (第 21 号証、第 22 号証)。このことはテレビ・新聞・雑誌等のメディアでも大々的に取り上げられ、同ブランドに対する日本人の関心が極めて高いことがうかがい知れる。

本件ドメイン名「アメリカンイーグル.jp」が申請された 2010 年の新聞記事では、アメリカンイーグルは“日本未進出の「最後の大物」”(第 23 号証)と紹介されていることから、ドメイン名申請時において同ブランドが著名であることは、日本でも既に認識されていたと言える。

かかる状況で、ドメイン名登録者は抜け駆ける的に「アメリカンイーグル.jp」ドメイン名を取得し、そのドメイン名を使って本家「アメリカン・イーグル・アウトフィッターズ」を模したウェブサイトを運営し、不正に利益を上げていた。

申立の理由 (1) について

本件にかかるドメイン名「アメリカンイーグル.jp」は、申立人が商標権を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似している。

当該ドメイン名のうち、「.jp」の部分は、ドメイン名の属性を示すものであり、それ以外の部分「アメリカンイーグル」は、申立人が長年アメリカで使用して来た商標“AMERICAN EAGLE”をカタカナで表記したものであり、申立人の商標と称呼及び観念が一致し、同一又は同一に限りなく近い類似である。

したがって、本件にかかるドメイン名は、申立人が商標権を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似している。

申立の理由（2）について

本件にかかるドメイン名の登録者は、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していない。

- ① 登録者は、当該ドメイン名に係わる紛争に関し、第三者または紛争処理機関から通知を受ける前に、商品またはサービスの提供を正当な目的をもって行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していた、または明らかにその使用の準備をしていた、とは言えない。

登録者は、当該ドメイン名にかかるウェブサイトにて、申立人のブランドにかかる被服、かばん類等を販売している。更に、後に詳述するが、登録者は、第 25 号証からも明らかな通り、本件にかかるウェブサイトにて、ドメイン名以外にも申立人の商標その他表示を無断で使用している。また、登録者が当該ドメイン名を取得したのは 2010 年 7 月の時点だが（第 26 号証）、この時点で申立人のブランド「アメリカンイーグル」は米国において著名になっていた。これらの事実から、登録者が申立人になりすまして、申立人が先月まで日本に進出していなかったことを奇貨として、本件ウェブサイトにて商品を販売して来たことが明らかである。

したがって、登録者の当該ドメイン名の使用態様、及びウェブサイトにおいて申立人の商標を無断で使用している事実から、登録者が正当な目的をもってドメイン名またはこれに対応する名称を使用していた、とは言えない。

- ② 登録者が、商標その他表示の登録等をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称が一般に認識されていたとは言えない。すなわち、当該ドメイン名にかかる表示「アメリカンイーグル」が、一般名称として認識されていた事実は無い。

インターネット上の検索エンジンにおいて、“アメリカンイーグル”と入力して検索すると、上位はほぼ申立人のブランドを示す検索結果であった（第 27 号証）。

したがって、登録当時「アメリカンイーグル」が一般名称として認識されていた、との事実は無いものと言える。

- ③ 登録者は、申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより、商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図を有することなく、当該ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用しているとは言えない。

本件は、登録者が、申立人の商標その他の表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより、ウェブサイトへのアクセス数を増やし、通信販売による商業上の利益を得る意図を有しているものの典型例である。また、登録者の当該ドメイン名の使用は、商業的目的の使用であり、その使用態様が消費者の誤認を惹き起こす態様であることから、公正な使用と言えるものでもない。

これらの事実から、登録者が、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図を有することなく、ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用しているとは到底言えない。

申立の理由（3）について

本件にかかるドメイン名は、不正の目的で登録または使用されている。

登録者は、申立人の事業を混乱させることや商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトまたはそこに登場する商品およびサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトに誘引するために、当該ドメイン名を使用している。

登録者が、当該ドメイン名を取得した2010年7月時点（第26号証）において、申立人のブランド「アメリカンイーグル」は、後述の通り既に米国において著名になっており、人気を博していた。したがって、登録者が本件にかかるドメイン名を登録し、そのウェブサイトにて、申立人のブランドにかかる商品を販売することは、米国で人気を博している申立人が、まだ日本に進出していなかったことを奇貨として、その人気に便乗した行為である。しかも、当該ドメイン名は、米国の法人である申立人が容易に把握出来るアルファベットからなるドメイン名ではなく、カタカナのドメイン名であり、申立人の把握し辛いドメイン名を利用して利益を得ようという目的が明らかである。

このように登録者が、申立人のブランドの著名性を利用し、不正の目的を持ってドメイン名を登録及び使用していることは、以下の事実から明白である。

今年の4月18日に、申立人のブランド1号店が開店（第21号証）したが、第28号証乃至第31号証、第32号証から、当該ブランドの日本進出が非常に注目されていることがうかがえる。更に、翌日には2号店を開店した（第22号証）。

以下、申立人のブランドにかかる広告や、ブランドを取り上げたテレビ報道、記事等の一部を紹介する。

特に、第23号証からは、我が国に欧米のカジュアルファッションブランドが近年続々と進出する中、本件にかかるドメイン名が登録された直後である2010

年 12 月において既に、“日本未進出の「最後の大物」”と新聞で報道されていることから、その数か月前であるドメイン名登録時に当該ブランドが注目されていたことが明白である。

i) 広告宣伝

- ・雑誌”POPEYE” 2012 年 5 月号 161～180 頁 (第 34 号証)

ii) テレビ報道

- ・「ワールドビジネスサテライト」 テレビ東京 4 月 13 日 23:00～23:58 (第 35 号証)
- ・「ヒルナンデス」 日本テレビ 4 月 16 日 11:55～13:55 (第 36 号証)
- ・「シューイチ」 日本テレビ 4 月 22 日 8:00～9:55 (第 37 号証)
- ・「やじうまテレビ!～マルごと生活情報局～」 4 月 18 日 4:55～8:00 (第 38 号証)

iii) 雑誌

- ・“MEN’S NON-NO” 2012 年 2 月号 (第 39 号証)
- ・“POPEYE” 2012 年 3 月号 (第 40 号証)
- ・“DIME” 2012 年 1 月号 (第 41 号証)
- ・“ELLE girl” 2011 年 12 月号 (第 42 号証)
- ・“ELLE girl” 2012 年 3 月号 (第 43 号証)
- ・“ELLE girl” 2012 年 4 月号 (第 44 号証)
- ・“ELLE girl” 2012 年 4 月号 (第 45 号証)
- ・“ウイメンズ・ウェア・デイリー・ジャパン” 2011 年 7 月 18 日発売号 (第 46 号証)
- ・“inCELEBstyle” 2012 年 4 月号 (第 47 号証)
- ・“GOSSIPS” 2012 年 5 月号 (第 48 号証)
- ・“Fine” 2012 年 4 月号 (第 49 号証)
- ・“TRENDY” 2011 年 12 月号 (第 50 号証)
- ・“TRENDY” 2012 年 4 月号 (第 51 号証)

iv) 新聞記事

- ・2001 年 5 月 8 日 日経流通新聞 (第 52 号証)
- ・2008 年 1 月 25 日 日経流通新聞 (第 53 号証)
- ・2010 年 12 月 24 日 日経 MJ (第 23 号証)
- ・2011 年 12 月 23 日 日本経済新聞 朝刊 (第 54 号証)
- ・2012 年 4 月 17 日 日本経済新聞 朝刊 (第 55 号証)
- ・2012 年 4 月 18 日 朝日新聞 夕刊 (第 56 号証)

以上の事実から、申立人のブランドは、本件ドメイン名登録時に、既に日本においても広く認識されていた。これらの事実に加えて、以前から本国米国においても、著名なブランドとして認識されていたことは、以下に述べる事実か

ら立証される。

申立人のアニュアルレポートを見ると、「アメリカンイーグル」は、本件ドメイン名登録時の2010年7月には、前年売上高約949億7159万8000円で店舗数が少なくとも1103店となっている（第57号証乃至第63号証）。

更に、申立人は、本国米国及び日本に加え、世界各国で商標登録を行っており、他人の商標登録に対する異議申立も行っている。その際、各国の異議申立において申立人の商標の著名性が認められている（第64号証乃至第47号証）。

申立人のブランドが、著名雑誌等において上位にランクインした例の一部として、以下のものが挙げられる。

i) 「2006年Forbesのプラチナ勝者」（第68号証）

1位 アメリカン・イーグル・アウトフィッターズ
（業態：小売 価格：30.48ドル 価格変化：108%）

ii) ファッション誌THEWWD（2008年4月10日）（第69号証）

過去12ヶ月で10代の女性が買い物をしたと回答した店トップ10

— 2位 アメリカン・イーグル・アウトフィッターズ

iii) ファッション誌WWD（2008年11月13日）（第70号証）

「十代女性に最も好まれるアパレルブランド」

—2位 アメリカン・イーグル・アウトフィッターズ

更に、本件ドメイン名にかかる登録者のウェブサイトにおける表示や商標の使用態様からも、登録者の不正目的が強く推認出来る。登録者は、(2)でも述べた通り、当該ウェブサイトの最も目立つ位置を含む複数箇所に、申立人の登録商標である鷲のマークを使用している（第71号証乃至第74号証）。当該鷲のマークは、申立人のブランド「アメリカンイーグル」を象徴する商標として、申立人の店舗やウェブサイトにおいて使用されて来たため、文字商標とともに広く知られている。当該商標は、インターネット上の辞書Wikipediaにおける申立人の紹介にも使用されており（第75号証）、日本向けウェブサイト等においても使用されている（第76号証）。また、登録者のウェブサイト最下部には、“Copyright © 2011 アメリカンイーグル.jp All Rights Reserved.”と表示され、通常著作権者名として社名を記載する部分に、ドメイン名と同じ“アメリカンイーグル.jp”を記載していることから、社名としてもこの表示を使用している。これら複数の行為により、当該ウェブサイトにアクセスした者に対し、全体として申立人が直接運営するウェブサイトであるとの混同を引き起こす蓋然性が極めて高くなる。

以上のことから、登録者が、申立人のブランドの人気に着目し、その人気を利用して自ら商業上の利益を得る不正の目的で、本件にかかるドメイン名を取得し、使用していることは明らかである。したがって、登録者は、申立人の事業を混乱させることを主たる目的として、当該ドメイン名を登録しており、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトまたはそれらに登場する商品の出

所などについて誤認混同を生ぜしめることを意図し、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトへ誘引するために、当該ドメイン名を使用していると言える。

従って、申立人は、申立理由（１）、（２）及び（３）の理由により、本件にかかるドメイン名が申立人に移転されることを請求する。

- b 登録者
登録者によって答弁書は提出されなかった。

5 争点および事実認定

規則第15条（a）は、パネルが紛争を裁定する際に使用することになっている原則についてパネルに次のように指示する。「パネルは、提出された陳述・文書および審問の結果に基づき、処理方針、本規則および適用される関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、裁定を下さなければならない。」

方針第4条 a は、申立人が次の事項の各々を証明しなければならないことを指図している。

- （１）登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること
- （２）登録者が、ドメイン名に関係する権利又は正当な利益を有していないこと
- （３）登録者のドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること

なお、本件においては、上記のとおり、登録者は答弁書を提出しなかった。このような場合、手続規則は、「もし登録者が答弁書を提出しないときには、例外的な事情がない限り、パネルは申立書に基づいて裁定を下すものとする。」

（5条(f)）と定めるとともに、「すべての事件において、両当事者が平等に扱われ、各当事者のそれぞれの立場を表明する機会が公平に与えられるよう、パネルは努力しなければならない。」（10条(b)）、「いずれかの当事者が本規則の規定もしくは要件またはパネルの要請を履行しないとしても、パネルは適切と思われる判断を下さなければならない。」（14条(b)）とも規定している。したがって、パネルは、単に答弁書が提出されなかったことをもって、申立人の主張事実を登録者が自白したものとみなすことは許されず、証拠に基づいて合理的に判断すべきものと解される。

よって、上記（１）～（３）について検討する。

- （１）同一又混同を引き起こすほどの類似性

- a 申立人の商標

申立人は、商標「AMERICAN EAGLE」（以下「申立人商標」という。）について、次の商標登録を所有している旨主張している。

第 25 類 登録第 2489282 号（第 1 号証）
第 18 類、第 25 類 登録第 2507697 号（第 2 号証）
第 18 類、第 21 類 登録第 4835448 号（第 3 号証）
第 3 類、第 14 類 登録第 5036292 号（第 4 号証）
第 35 類 登録第 5259238 号（第 5 号証）
第 35 類 登録第 5265265 号（第 6 号証）
第 35 類 登録第 5265266 号（第 7 号証）

上記各号証から、これらの登録の存在は認められるが、各登録の名義人は申立人ではなく、すべて「リテイル ロイヤルティー カンパニー」（以下「リテイル社」という。）である。

この点につき、2012 年 9 月 5 日申立人提出の「JP ドメイン名紛争処理方針に基づく報告書」（以下「報告書」という。）によれば、リテイル社は申立人の関連会社であり、申立人の商標の登録・維持管理を行っているとのことである。これに関し、第 18 号証の申立人の年次報告書には、リテイル社が子会社として掲載されていること、申立人はそのウェブサイト（第 24 号証、報告書 4. (3)）において、「AMERICAN EAGLE OUTFITTERS」、その略号「AEO」「AE」を使用して衣料品、バッグ、アクセサリ、サンダル、水着などを販売していること、申立人の店舗において「AMERICAN EAGLE」を大きく掲げて営業を行っていること（第 30 号証）、第 67 号証の米国異議申立決定書によれば、申立人とリテイル社は申立人が使用する商標に関して共同異議申立人となっていること、報告書に添付されて提出された第 77 及び 78 号証によれば、申立人の商号商標である「AMERICAN EAGLE OUTFITTERS」に係る最新の米国出願がリテイル社の名義で行われていることが認められる。

以上の事実を総合すると、申立人は、子会社であるリテイル社をして自らの商標の登録・管理をさせているものと認められ、少なくとも申立人商標は、「申立人が正当な利益を有する商標」であるといえることができる。

b 登録者のドメイン名と申立人商標との類似性

登録者のドメイン名（以下、「本件ドメイン名」という。）は、「アメリカンイーグル.JP」であり、このうち「.JP」はドメイン名の属性を示す国別コードに過ぎないものであり、本件ドメイン名中識別機能を有する部分（要部）は「アメリカンイーグル」の部分にあることが明らかである。

しかして、「アメリカンイーグル」は、申立人商標の音訳と一致し、称呼及び観念において申立人商標と同一である。

したがって、本件ドメイン名は、申立人商標すなわち申立人が正当な利益を有する商標と混同を引き起こすほど類似しているものと認められる。

(2) 権利又は正当な利益

a 申立人の名称は、「アメリカン イーグル アウトフィッターズ インコーポレイテッド」であるが、「アウトフィッターズ」は「装身具商」を意味し（ランダムハウス英和大辞典）、「インコーポレイテッド」は法人組織であることを示すに過ぎないものであるから、「アメリカンイーグル」がその要部と解され、現にそのように略称されていることが認められる（第 19、27、35、36 号証）。

また、2012 年 4 月に申立人の 1 号店が日本に出店された際に大きく報道され、それ以前から申立人のブランドである「AMERICAN EAGLE OUTFITTERS」ないし「AMERICAN EAGLE」に大きな関心が持たれていたことは、第 28～51 号証、第 54～56 号証から明らかであり、第 23・54 号証の新聞記事には申立人がそれまで日本未進出の「最後の大物」「最後のカジュアル衣料大手」と認識されていたことが報道されている。このような認識は、既に 2001 年及び 2008 年に申立人に関する記事が日本の新聞に掲載されている（第 52・53 号証）ことから窺える。

さらに、申立人は 1977 年に開業され（第 19・75 号証）、本件ドメイン名の登録日である 2010 年 7 月 19 日前の 2010 年 1 月の時点で、申立人の売上額は 1,000 億円近く、店舗数は 1,100 店を超えていた（第 57・62 号証）。

また、第 64～66 号証の韓国・台湾における 2007 年、2009 年の異議申立決定によっても、申立人ブランドが、米国のみならず国際的にも広く展開されていたことが認定されている。

以上の事実を総合勘案すると、申立人商標ないし「アメリカンイーグル」ブランドは、本件ドメイン名の登録日以前から、わが国を含め国際的に広く知られていたものと推認できる。

b これに対し、本件ドメイン名に係る登録者のウェブページ（第 25 号証）には、申立人の上記周知商標「アメリカンイーグル」の下で商品が展示・販売され、申立人が主張するとおり、申立人の鷲のマーク（第 71～75 号証）と同一と見られる図形商標が「.jp」の文字を伴って表示されている。

つまり、登録者は、自己のサイトにおいて、少なくとも外見上、申立人の商品を申立人商標の下で販売しており、登録者が申立人商標と類似する本件ドメイン名について独自の権利又は正当な利益を有しているものとは到底認められない。

c さらに、方針 4 条 c の規定に沿って考察する。

「(i) 登録者が、当該ドメイン名に係わる紛争に関し、第三者または紛争処理機関から通知を受ける前に、商品またはサービスの提供を正当な目的をもって行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたとき、または明らかにその使用の準備をしていたとき」に該当するか。

上記のとおり、登録者は、本件の通知を受ける前に本件ドメイン名の要部である「アメリカンイーグル」を使用していた（第 25 号証）が、その使用態様からみて、これを登録者自身の商標としてではなく、明らかに申立人の商標として使用していたものと認められる。したがって、登録者の使用は、登録者独自の権利ないし利益に結びつくようなものではないから、この(ii)にいう「商品またはサービスの提供を正当な目的をもって行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたとき」には該当しないものというべきである。

「(ii) 登録者が、商標その他表示の登録等をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていたとき」に該当するか。

申立人は、インターネット上の検索エンジンにおいて「アメリカンイーグル」と入力すると、上位はほぼ申立人のブランドを示す検索結果であった（第 27 号証）と主張している。第 27 号証によれば、検索結果 1 頁目の 13 件のうち、登録者の本件ドメイン名に係るウェブサイト及び「Facebook」の表示のある不明なウェブサイトを除く他の 11 件の検索結果はすべて申立人に関連するものと認められる。このようなインターネットの検索結果から、「登録者が、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていた」との事実を認めることはできない。

「(iii) 登録者が、申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図を有することなく、当該ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用しているとき」に該当するか。

後述するとおり、登録者のウェブページ（第 25 号証）は、あたかも申立人のウェブページであるかのような外観を呈し、申立人のブランドと混同を生じさせ、又は、申立人のウェブページと誤認させて同ウェブサイトへ誘引しようとするものと認められるから、登録者が、本件ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用しているとは到底いえない。

c 以上のとおり、登録者は、本件ドメイン名に係る権利又は正当な利益を有していないものと認められる。

(3) 不正の目的での登録及び使用

a 前記のとおり、申立人商標「AMERICAN EAGLE」及び申立人商号の略称である「アメリカンイーグル」は、本件ドメイン名登録日の前から、既に周知であったと推認できるところ、登録者はそのウェブページ（第 25 号証）において、申立人商標及びそのカタカナ音訳を申立人に無断で（報告書 4. (2)）使用している。

また、前記のとおり、同申立人の鷲のマークについても、「.JP」を付して若干改変したマークを使用している。

さらに、同ウェブページにおいては、「アメリカンイーグルの歴史」と題して申立人の沿革を記載し、その下には「2012年春：アメリカンイーグル日本上陸予定」等との記載もなされている。

これらの表示を総合的に見ると、このウェブページは、あたかも申立人のウェブページであるかのような誤認を生じさせるように設計されているものと解さざるを得ず、申立人のブランドと混同を生じさせ、又は、申立人のウェブページと誤認させて同ウェブサイトへ誘引しようとするものと認められる。そして、本件ドメイン名の登録は、そのような誤認惹起行為の一環として取得されたものと解するのが合理的である。

b これを、JP ドメイン名紛争処理方針に照らせば、上記登録者の行為は、同方針4条b(iv)所定の「登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品およびサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき」に該当し、したがって、パネルは、当該ドメイン名の登録または使用は、不正の目的であると認めなければならない。

c 以上のとおり、本件ドメイン名は、不正の目的で登録・使用されているものと認められる。

6 結論

以上に照らして、紛争処理パネルは、登録者によって登録されたドメイン名「アメリカンイーグル.jp」が申立人の商標と混同を引き起こすほど類似し、登録者が、ドメイン名について権利又は正当な利益を有しておらず、かつ登録者のドメイン名が不正の目的で登録・使用されているものと裁定する。

よって、方針第4条iに従って、ドメイン名「アメリカンイーグル.jp」の登録を申立人に移転するものとし、主文のとおり裁定する。

2012年9月27日

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネル
主任パネリスト 大島 厚

パネリスト 清水 徹男

パネリスト 島田 康男

別記 手続の経緯

- (1) 申立書受領日
2012年5月25日（電子メール）及び6月1日（書面）
- (2) 手数料受領日
2012年5月25日 申立手数料の受領確認
- (3) ドメイン名及び登録者の確認
2012年6月4日 JPRS へ照会
2012年6月4日 JPRS から登録情報の回答
回答内容：申立書に記載された登録者はドメイン名の登録者であること、JPRS に登録されている登録者の電子メールアドレス（以下「登録アドレス」）及び住所（以下「登録住所」）等
- (4) 適式性
日本知的財産仲裁センター（以下「センター」という。）は、2012年6月5日に、代表資格証明書類並びに委任状及び委任状の訳文の再提出が必要と判断してその旨を申立人に通知した。同年6月11日に申立人から申立書補正期間の延長を求める上申書の提出があり、センターはこれを認め、同年6月13日に同年7月末日まで補正期間を延長する旨を通知した。センターは、申立人から代表資格証明書類及び補正委任状を7月2日に受領し、同年7月3日に申立書が処理方針と規則に照らし申立書が適合していることを確認した。
- (5) 登録者への通知日及び内容
 - 1) 申立書送付日（手続開始日） 2012年7月5日（電子メール及び郵送）
 - 2) 申立書及び証拠等一式
 - 3) 答弁書提出期限 2012年8月3日
- (6) 手続開始日 2012年7月5日
センターは、2012年7月5日に申立人及び登録者には電子メール及び郵送で、JPRS 及び JPNIC には電子メールで、手続開始日を通知した。
- (7) 答弁書の提出の有無及び提出日
センターは、提出期限日までに答弁書を受領しなかったもので、2012年8月6日に「答弁書の提出はなかったものと見做す」旨の答弁書不提出通知書を、電子メール及び郵送により申立人及び登録者に送付した。
- (8) パネリストの選任 2012年8月16日
申立人が3名のパネルによって審理・裁定されることを選択したため、センターは、申立人及び登録者にパネリストの候補者を提示し、意向を確認したうえで、次の3名のパネリストを選任した。
パネリスト：清水 徹男（申立人が提示した候補者から指名）
島田 康男（登録者から候補者を記した答弁書の提出がなかったもので、センターのパネリスト名簿登載者の中から指名）
大島 厚（「三番目のパネリスト」として指名）

- 中立宣言書の受領日：2012年8月20日、8月22日
- (9) 紛争処理パネルの指名及び裁定予定日の通知
2012年8月16日 JPNIC 及び JPRS へ電子メールで通知
申立人及び登録者へ電子メール及び郵送で通知
裁定予定日：2012年9月5日
- (10) パネリストへのパネリスト指名書及び一件書類受け渡し
2012年8月16日（電子メール及び郵送）
- (11) 報告書の提出
2012年8月23日、パネリストは、手続規則12条の規定により、申立人に対し、報告書の提出を求めた（電子メール及び郵送）。
センターは、申立人から、2012年9月5日に電子メールにより、翌6日に郵送により、報告書を受領し、同日、パネリストに電子メール及び郵送により送付した。
- (12) 裁定期限の延長
2012年8月21日、パネリストは、手続規則10条（c）ただし書の規定により本件裁定期限を同年9月12日まで延長する旨を、電子メール及び郵送により申立人及び登録者に、また電子メールにより JPNIC 及び JPRS に、通知した。
同年8月23日、パネリストは、手続規則10条（c）ただし書の規定により本件裁定期限を同年9月27日まで再延長する旨を、電子メール及び郵送により申立人及び登録者に、また電子メールにより JPNIC 及び JPRS に、通知した。
- (13) パネルによる審理・裁定
2012年9月27日 審理終了、裁定。